

【本則関係】

- 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）……………1
- 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）（附則第二項関係）……………2
- 地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令（平成十二年政令第四百十七号）（附則第三項関係）……………5

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照表

○ 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を次のとおり指定する。

宇都宮市 金沢市 岐阜市 姫路市 鹿児島市 秋田市 郡山市 和歌
山市 長崎市 大分市 豊田市 福山市 高知市 宮崎市 いわき市
長野市 豊橋市 高松市 旭川市 松山市 横須賀市 奈良市 倉敷市
川越市 船橋市 岡崎市 高槻市 東大阪市 富山市 函館市 下関
市 青森市 盛岡市 柏市 西宮市 久留米市 前橋市 大津市 尼崎
市 高崎市 豊中市 那覇市 枚方市

現 行

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を次のとおり指定する。

宇都宮市 金沢市 岐阜市 姫路市 鹿児島市 秋田市 郡山市 和歌
山市 長崎市 大分市 豊田市 福山市 高知市 宮崎市 いわき市
長野市 豊橋市 高松市 旭川市 松山市 横須賀市 奈良市 倉敷市
川越市 船橋市 岡崎市 高槻市 東大阪市 富山市 函館市 下関
市 青森市 盛岡市 柏市 西宮市 久留米市 前橋市 大津市 尼崎
市 高崎市 豊中市 那覇市

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（政令で定める市の長による事務の処理）	（政令で定める市の長による事務の処理）
<p>第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長（川口市、所沢市、越谷市、平塚市、四日市市、吹田市、八尾市、明石市、加古川市、吳市及び佐世保市の長（以下「特定特例市の長」という。）を除く。以下この項において「特例市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、特例市の長に関する規定として特例市の長に適用があるものとする。</p> <p>一〇六 （略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>2 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務（工場に係る事務を除く。）、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十二条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第三項の規定による意見を述べることに関する事務、法第二十二条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条の規定による公表に関する事務は、小樽市、室蘭市、苫小牧市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、藤沢市及</p>	<p>第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長（川口市、所沢市、越谷市、平塚市、四日市市、吹田市、枚方市、八尾市、明石市、加古川市、吳市及び佐世保市の長（以下「特定特例市の長」という。）を除く。以下この項において「特例市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、特例市の長に関する規定として特例市の長に適用があるものとする。</p> <p>一〇六 （略）</p> <p>2 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務（工場に係る事務を除く。）、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十二条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第三項の規定による意見を述べることに関する事務、法第二十二条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条の規定による公表に関する事務は、小樽</p>

び大牟田市の長（以下「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一〇九 （略）

3 前項に規定する事務及び法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る第一項各号に掲げる事務であつて工場に係るものは、特定特例市の長が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、特定特例市の長に関する規定として特定特例市の長に適用があるものとする。

4 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうちばい煙の排出の規制及び特定粉じんに関する規制に係る第二項各号に掲げる事務であつて工場に係るもの並びに揮発性有機化合物の排出の規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（北九州市を除く。）の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長（以下この項において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中の項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一〇八 （略）

5 前項に規定する事務並びに法第二十三条第一項及び第二項の規定による措置に関する事務並びに同項の規定による権限の行使に關し必要と認められる場合における法第二十六条第一項の規定による報告の徵収及び立入検査に関する事務は、北九州市の長が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県

知事に関する規定は、北九州市の長に関する規定として北九州市の長に適用があるものとする。

○ 地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令（平成十二年政令第四百十七号）

(附則第三項關係)

改 正 案	現 行	地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市を次のとおり指定する。
小田原市	大和市	福井市 甲府市 松本市 沼津市 四日市市 吴市
八戸市	山形市	水戸市 川口市 平塚市 富士市 春日井市 吹田
市	茨木市	八尾市 寝屋川市 佐世保市 所沢市 厚木市 一宮市
岸和田市	明石市	加古川市 越谷市 茅ヶ崎市 宝塚市 草加市 鳥
取市	つくば市	伊勢崎市 太田市 長岡市 上越市 春日部市 熊谷
市	松江市	
小田原市	大和市	福井市 甲府市 松本市 沼津市 四日市市 吴市
八戸市	山形市	水戸市 川口市 平塚市 富士市 春日井市 吹田
市	枚方市	茨木市 八尾市 寝屋川市 佐世保市 所沢市 厚木市
一宮市	岸和田市	明石市 加古川市 越谷市 茅ヶ崎市 宝塚市 草
加市	鳥取市	つくば市 伊勢崎市 太田市 長岡市 上越市 春日部
市	熊谷市	
松江市		